

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第 3 0 条《山林所得の概算経費控除》関係 （「被災事業用資産の損失の金額」についての留意事項） 30－3。 (1)。 イ （注）。 ロ （注）。 (2) 当該損失の金額には、保険金、損害賠償金その他これらに類するもの（以下この項において「保険金等」という。）により補填される部分の金額は含まれないこと。 （注）。 措置法第 3 1 条の 3 《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （居住用土地等のみの譲渡） 31の 3－5、当該譲渡した土地等が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該土地等は措置法第31条の 3 第 2 項に規定する居住用財産に該当するものとして取り扱う。 ただし、.。 (1)。 (2)。 (3)。 （注）。	措置法第 3 0 条《山林所得の概算経費控除》関係 （「被災事業用資産の損失の金額」についての留意事項） 30－3。 (1)。 イ （注）。 ロ （注）。 (2) 当該損失の金額には、保険金、損害賠償金その他これらに類するもの（以下この項において「保険金等」という。）により補てんされる部分の金額は含まれないこと。 （注）。 措置法第 3 1 条の 3 《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （居住用土地等のみの譲渡） 31の 3－5、当該譲渡した土地等が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該土地等は措置法第31条の 3 第 2 項に規定する居住用財産に該当するものとして取り扱う。 ただし、.。 (1)。 (2)。 (3)。 （注）。

改 正 後	改 正 前
（生計を一にする親族の居住の用に供している家屋） 31の3－6 その有する家屋が31の3－2に定めるその居住の用に供している家屋に該当しない場合であっても、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たしているときは、その家屋はその所有者にとって措置法第31条の3第2項に規定する「その居住の用に供している家屋」に該当するものとして取り扱うことができるものとする。ただし、・・・・・・。 (1) ・・・・・・。 (2) ・・・・・・。 (3) ・・・・・・。 (4) ・・・・・・。 (注) 1 ・・・・・・。 2 ・・・・・・。 (1) ・・・・・・ (2) ・・・・・・ (3) ・・・・・・ （居住用家屋の敷地の一部の譲渡） 31の3－18 ・・・・・・。 (1) ・・・・・・。 (2) 災害により滅失した当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の一部の譲渡である場合 当該譲渡は、<u>全て</u>措置法第31条の3第1項に規定する譲渡に該当する。 (注) ・・・・・・。 （居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い） 31の3－19 ・・・・・・、譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者の行った譲渡が次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たすときは、これらの者がともに措置法第31条の3第1項の規定の適用を受ける旨の申告をしたときに限り、その申告を認めることとして取り扱う。 (1) ・・・・・・。 (2) ・・・・・・。 (3) ・・・・・・。 (注) 1 ・・・・・・。	（生計を一にする親族の居住の用に供している家屋） 31の3－6 その有する家屋が31の3－2に定めるその居住の用に供している家屋に該当しない場合であっても、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たしているときは、その家屋はその所有者にとって措置法第31条の3第2項に規定する「その居住の用に供している家屋」に該当するものとして取り扱うことができるものとする。ただし、・・・・・・。 (1) ・・・・・・。 (2) ・・・・・・。 (3) ・・・・・・。 (4) ・・・・・・。 (注) 1 ・・・・・・。 2 ・・・・・・。 (1) ・・・・・・ (2) ・・・・・・ (3) ・・・・・・ （居住用家屋の敷地の一部の譲渡） 31の3－18 ・・・・・・。 (1) ・・・・・・。 (2) 災害により滅失した当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の一部の譲渡である場合 当該譲渡は、<u>すべて</u>措置法第31条の3第1項に規定する譲渡に該当する。 (注) ・・・・・・。 （居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い） 31の3－19 ・・・・・・、譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者の行った譲渡が次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たすときは、これらの者がともに措置法第31条の3第1項の規定の適用を受ける旨の申告をしたときに限り、その申告を認めることとして取り扱う。 (1) ・・・・・・。 (2) ・・・・・・。 (3) ・・・・・・。 (注) 1 ・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
2。 3。 措置法第 3 2 条《短期譲渡所得の課税の特例》関係 (土地類似株式等の判定の時期) 32－2。この場合において、同一年中に同一発行人の株式等の譲渡が 2 回以上行われており、そのいずれかの譲渡の日の現況において判定した結果、当該譲渡に係る株式等が当該各号に該当するときは、当該同一年中に譲渡した当該同一発行人の株式等は、<u>全</u>て当該各号に該当するものとする。 措置法第 3 3 条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係 (関連事業に該当する場合) 33－2、その事業が次の要件の<u>全て</u>に該当するときは、措置法第 2 章第 4 節第 4 款の収用等の場合の課税の特例の適用上は、関連事業に該当するものとする。 (1)。 (2)。 (3)。 (4)。 (注)。 (対価補償金とその他の補償金との区分) 33－8。 (1) 事業（事業と称するに至らない不動産又は船舶の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものを含む。以下 33－9 までにおいて同じ。）について減少することとなる収益又は生ずることとなる損失の<u>補填</u>に充てるものとして交付を受ける補	2。 3。 措置法第 3 2 条《短期譲渡所得の課税の特例》関係 (土地類似株式等の判定の時期) 32－2。この場合において、同一年中に同一発行人の株式等の譲渡が 2 回以上行われており、そのいずれかの譲渡の日の現況において判定した結果、当該譲渡に係る株式等が当該各号に該当するときは、当該同一年中に譲渡した当該同一発行人の株式等は、<u>すべて</u>当該各号に該当するものとする。 措置法第 3 3 条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係 (関連事業に該当する場合) 33－2、その事業が次の要件の<u>すべて</u>に該当するときは、措置法第 2 章第 4 節第 4 款の収用等の場合の課税の特例の適用上は、関連事業に該当するものとする。 (1)。 (2)。 (3)。 (4)。 (注)。 (対価補償金とその他の補償金との区分) 33－8。 (1) 事業（事業と称するに至らない不動産又は船舶の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものを含む。以下 33－9 までにおいて同じ。）について減少することとなる収益又は生ずることとなる損失の<u>補てん</u>に充てるものとして交付を受ける

改 正 後	改 正 前																								
償金（以下「収益補償金」という。） (2) 休廃業等により生ずる事業上の費用の<u>補填</u>又は収用等による譲渡の目的となった資産以外の資産（棚卸資産等を除く。）について実現した損失の<u>補填</u>に充てるものとして交付を受ける補償金（以下「経費補償金」という。） (3) 資産（棚卸資産等を含む。）の移転に要する費用の<u>補填</u>に充てるものとして交付を受ける補償金（以下「移転補償金」という。） (4)	補償金（以下「収益補償金」という。） (2) 休廃業等により生ずる事業上の費用の<u>補てん</u>又は収用等による譲渡の目的となった資産以外の資産（棚卸資産等を除く。）について実現した損失の<u>補てん</u>に充てるものとして交付を受ける補償金（以下「経費補償金」という。） (3) 資産（棚卸資産等を含む。）の移転に要する費用の<u>補てん</u>に充てるものとして交付を受ける補償金（以下「移転補償金」という。） (4)																								
（補償金の課税上の取扱い）	（補償金の課税上の取扱い）																								
33－9 対価補償金等の課税上の取扱いは、次のとおりとなるのであるから留意する。	33－9 対価補償金等の課税上の取扱いは、次のとおりとなるのであるから留意する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補償金の種類</th><th>課税上の取扱い</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>.。</td></tr> <tr> <td>②</td><td>.。</td></tr> <tr> <td>③ 経費補償金</td><td> (イ) 休廃業等により生ずる事業上の費用の<u>補填</u>に充てるものとして交付を受ける補償金は、当該補償金の交付の基因となった事業の態様に応じ、不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。 (ロ) 収用等による譲渡の目的となった資産以外の資産（棚卸資産等を除く。）について実現した損失の<u>補填</u>に充てるものとして交付を受ける補償金は、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。 ただし、.。 </td></tr> <tr> <td>④</td><td>.。</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>.。</td></tr> </tbody> </table>	補償金の種類	課税上の取扱い	①	。	②	。	③ 経費補償金	(イ) 休廃業等により生ずる事業上の費用の<u>補填</u>に充てるものとして交付を受ける補償金は、当該補償金の交付の基因となった事業の態様に応じ、不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。 (ロ) 収用等による譲渡の目的となった資産以外の資産（棚卸資産等を除く。）について実現した損失の<u>補填</u>に充てるものとして交付を受ける補償金は、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。 ただし、.。	④	。	⑤	。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補償金の種類</th><th>課税上の取扱い</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>.。</td></tr> <tr> <td>②</td><td>.。</td></tr> <tr> <td>③ 経費補償金</td><td> (イ) 休廃業等により生ずる事業上の費用の<u>補てん</u>に充てるものとして交付を受ける補償金は、当該補償金の交付の基因となった事業の態様に応じ、不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。 (ロ) 収用等による譲渡の目的となった資産以外の資産（棚卸資産等を除く。）について実現した損失の<u>補てん</u>に充てるものとして交付を受ける補償金は、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。 ただし、.。 </td></tr> <tr> <td>④</td><td>.。</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>.。</td></tr> </tbody> </table>	補償金の種類	課税上の取扱い	①	。	②	。	③ 経費補償金	(イ) 休廃業等により生ずる事業上の費用の<u>補てん</u>に充てるものとして交付を受ける補償金は、当該補償金の交付の基因となった事業の態様に応じ、不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。 (ロ) 収用等による譲渡の目的となった資産以外の資産（棚卸資産等を除く。）について実現した損失の<u>補てん</u>に充てるものとして交付を受ける補償金は、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。 ただし、.。	④	。	⑤	。
補償金の種類	課税上の取扱い																								
①	。																								
②	。																								
③ 経費補償金	(イ) 休廃業等により生ずる事業上の費用の<u>補填</u>に充てるものとして交付を受ける補償金は、当該補償金の交付の基因となった事業の態様に応じ、不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。 (ロ) 収用等による譲渡の目的となった資産以外の資産（棚卸資産等を除く。）について実現した損失の<u>補填</u>に充てるものとして交付を受ける補償金は、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。 ただし、.。																								
④	。																								
⑤	。																								
補償金の種類	課税上の取扱い																								
①	。																								
②	。																								
③ 経費補償金	(イ) 休廃業等により生ずる事業上の費用の<u>補てん</u>に充てるものとして交付を受ける補償金は、当該補償金の交付の基因となった事業の態様に応じ、不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。 (ロ) 収用等による譲渡の目的となった資産以外の資産（棚卸資産等を除く。）について実現した損失の<u>補てん</u>に充てるものとして交付を受ける補償金は、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。 ただし、.。																								
④	。																								
⑤	。																								
(注)。 (1)。 (2)。	(注)。 (1)。 (2)。																								
（事業廃止の場合の機械装置等の売却損の補償金）	（事業廃止の場合の機械装置等の売却損の補償金）																								
33－13、その売却による損失の補償として交付を受ける補償金は、経費補償金に該当する（33－8 の(2)参照）のであるが、当該収用等に伴い事業の<u>全て</u>を廃止した場合又は	33－13、その売却による損失の補償として交付を受ける補償金は、経費補償金に該当する（33－8 の(2)参照）のであるが、当該収用等に伴い事業の<u>すべて</u>を廃止した場合又																								

改 正 後	改 正 前
従来営んできた業種の事業を廃止し、かつ、・・・・・・。 ・・・・・・ (注)・・・・・・。 イ・・・・・・ ロ・・・・・・ （代替資産の取得の時期） 33—47・・・・・・、収用等があった日の属する年において、当該取得した資産（措置法第19条各号に規定する特別償却（措置法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却、措置法第13条の2に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却及び措置法第13条の3に規定する経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却を除く。）の適用を受けた資産を除く。）を代替資産として措置法第33条第1項の規定の適用を受けることができることに取り扱う。 この場合において、・・・・・・。 (1)・・・・・・。 (2)・・・・・・。 （代替資産についての特別償却の不適用） 33—48・・・・・・、措置法に規定する特別償却（措置法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却、措置法第13条の2に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却及び措置法第13条の3に規定する経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却を除く。）をすることができないことに留意する。 （代行買収の要件） 33—51・・・・・・、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たしているかどうかにより判定するものとする。 (1)・・・・・・。 (注)・・・・・・。	は従来営んできた業種の事業を廃止し、かつ、・・・・・・。 ・・・・・・ (注)・・・・・・。 イ・・・・・・ ロ・・・・・・ （代替資産の取得の時期） 33—47・・・・・・、収用等があった日の属する年において、当該取得した資産（措置法第19条各号に規定する特別償却（措置法第13条第1項に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却、措置法第13条の2に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却及び措置法第13条の3に規定する経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却を除く。）の適用を受けた資産を除く。）を代替資産として措置法第33条第1項の規定の適用を受けることができることに取り扱う。 この場合において、・・・・・・。 (1)・・・・・・。 (2)・・・・・・。 （代替資産についての特別償却の不適用） 33—48・・・・・・、措置法に規定する特別償却（措置法第13条第1項に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却、措置法第13条の2に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却及び措置法第13条の3に規定する経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却を除く。）をすることができないことに留意する。 （代行買収の要件） 33—51・・・・・・、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たしているかどうかにより判定するものとする。 (1)・・・・・・。 (注)・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
(2) ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。 (4) ・ ・ ・ ・ ・。 (事業施行者以外の者が支払う漁業補償等) 33—51の2 ・ ・ ・ ・ ・、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たしているかどうかにより判定するものとする。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第34条《特定土地区画整理事業等のために土地等 を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係 (代行買収の要件) 34—2 ・ ・ ・ ・ ・、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たしているかどうかにより判定するものとする。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等 を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係 (代行買収の要件) 34の2—3 ・ ・ ・ ・ ・、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たしているかどうかにより判定するものとする。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。	(2) ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。 (4) ・ ・ ・ ・ ・。 (事業施行者以外の者が支払う漁業補償等) 33—51の2 ・ ・ ・ ・ ・、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たしているかどうかにより判定するものとする。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第34条《特定土地区画整理事業等のために土地等 を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係 (代行買収の要件) 34—2 ・ ・ ・ ・ ・、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たしているかどうかにより判定するものとする。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等 を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係 (代行買収の要件) 34の2—3 ・ ・ ・ ・ ・、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たしているかどうかにより判定するものとする。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。

改 正 後	改 正 前
措置法第 3 5 条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係 （居住用土地等のみの譲渡） 35－ 2 ・ ・ ・ ・ ・、当該土地等の譲渡が次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たすときは、当該譲渡は、措置法第35条第 1 項に規定する譲渡に該当するものとして取り扱う。ただし、・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 （居住用家屋の所有者と土地の所有者が異なる場合の特別控除の取扱い） 35－ 4 ・ ・ ・ ・ ・、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当する場合に限り、その家屋の所有者以外の者が有するその土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額等の範囲内において、当該長期譲渡所得の金額等から控除できるものとする。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。 (注) 1 ・ ・ ・ ・ ・。 2 ・ ・ ・ ・ ・。 3 ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第 3 6 条の 2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （居住用財産の一部を贈与している場合） 36の 2－ 6 の 4 措置法令第24条の 2 第 9 項に規定する「<u>贈与（著しく低い価額の対価による譲渡を含む。）の時に</u>における価額」とは、その<u>贈与の時又はその著しく低い価額の対価による譲渡の時</u>における通常の取引価額を<u>いうこと</u>に留意する。 なお、その譲渡が、著しく低い価額の対価による譲渡に該当するかどうかは、その譲渡の時における通常の取引価額の 2 分の 1 に相当する金額に満たない金額による譲渡かどうか	措置法第 3 5 条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係 （居住用土地等のみの譲渡） 35－ 2 ・ ・ ・ ・ ・、当該土地等の譲渡が次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たすときは、当該譲渡は、措置法第35条第 1 項に規定する譲渡に該当するものとして取り扱う。ただし、・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 （居住用家屋の所有者と土地の所有者が異なる場合の特別控除の取扱い） 35－ 4 ・ ・ ・ ・ ・、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当する場合に限り、その家屋の所有者以外の者が有するその土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額等の範囲内において、当該長期譲渡所得の金額等から控除できるものとする。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。 (注) 1 ・ ・ ・ ・ ・。 2 ・ ・ ・ ・ ・。 3 ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第 3 6 条の 2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （居住用財産の一部を贈与している場合） 36の 2－ 6 の 4 措置法令第24条の 2 第 9 項に規定する「<u>贈与の時に</u>における価額」とは、その<u>贈与の時における通常の取引価額をいうのであるから</u>留意する。

改 正 後	改 正 前
<u>より判定することに留意する。</u> （居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い） 36の2－19 ・ ・ ・ ・ ・、譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者の行った譲渡等が次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たすときは、これらの者がともに同条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける旨の申告をしたときに限り、その申告を認めることとして取り扱う。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 ハ ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 ハ ・ ・ ・ ・ ・。 ニ ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。 (注) 1 ・ ・ ・ ・ ・。 2 ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係 （農業の用に供される資産の用途） 37－6 措置法第37条第1項の表の第2号の上欄に規定する「<u>農業の用</u>に供される土地等、建物又は構築物」には、これらの資産でその所有者の営む<u>農業の用</u>に供されているもののほか措置法令第25条第2項に規定する貸付け等の用に供されているものも含まれるが、同号の下欄に規定する「当該個人の上欄に規定する事業の用に供されるもの」は、同号の下欄のイ又はロに規定する資産でその所有者の営む<u>農業の用</u>に供されるものに限られることに留意する。	（居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い） 36の2－19 ・ ・ ・ ・ ・、譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者の行った譲渡等が次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たすときは、これらの者がともに同条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける旨の申告をしたときに限り、その申告を認めることとして取り扱う。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 ハ ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 ハ ・ ・ ・ ・ ・。 ニ ・ ・ ・ ・ ・。 (3) ・ ・ ・ ・ ・。 (注) 1 ・ ・ ・ ・ ・。 2 ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係 （農業又は林業の用に供される資産の用途） 37－6 措置法第37条第1項の表の第5号の上欄に規定する「<u>農業又は林業の用</u>に供される土地等、建物又は構築物」には、これらの資産でその所有者の営む<u>農業又は林業の用</u>に供されているもののほか措置法令第25条第2項に規定する貸付け等の用に供されているものも含まれるが、同号の下欄に規定する「当該個人の上欄に規定する事業の用に供されるもの」は、同号の下欄のイ又はロに規定する資産でその所有者の営む<u>農業又は林業の用</u>に供されるものに限られることに留意する。

改 正 後	改 正 前
（買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用） 37—10 ・ ・ ・ ・ ・、これらの買換資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第15項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を超える場合には、買換資産となる土地等の面積は、買換資産として取得したそれぞれの土地等の面積に次の割合を乗じて計算した面積を限度とすることに留意する。 また、・ ・ ・ ・ ・。 $\frac{\text{譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第15項に規定する倍率を乗じて計算した面積}}{\text{買換資産として取得した土地等の合計面積}}$ （譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用） 37—11 ・ ・ ・ ・ ・、その買換資産となる土地等の面積は、納税者が措置法令第25条第22項又は第23項の規定により、当該譲渡資産又は買換資産の全部又は一部について当該2以上の号の<u>いずれかの号の譲渡資産</u>又は買換資産に該当するものとして選択したところに基づき、当該譲渡した土地等の面積に<u>いずれかの号の譲渡資産の譲渡収入金額</u>が当該土地等の譲渡収入金額の合計に占める割合を乗じ、さらに同条第15項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を限度とすることに留意する。 （面積制限の異なる買換資産がある場合） 37—11の2 措置法第37条第1項の表の第2号の下欄に規定する買換資産のうちに措置法令第25条第15項に規定する10倍の面積制限に係る土地等と5倍の面積制限に係る土地等とがある場合には、・ ・ ・ ・ ・。 （「事務所等として使用されている建物」の判定） 37—11の7 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する「建物」とは、事務所、工場、作業場、研究所、<u>営業所、倉庫</u>その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く。以下37—11の9までにおいて「事務所等」という。）として使用されている建物（その付属設備を含む。以下37—11の9までにおいて同じ。）をいうのであるが、・ ・ ・ ・ ・。	（買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用） 37—10 ・ ・ ・ ・ ・、これらの買換資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第22項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を超える場合には、買換資産となる土地等の面積は、買換資産として取得したそれぞれの土地等の面積に次の割合を乗じて計算した面積を限度とすることに留意する。 また、・ ・ ・ ・ ・。 $\frac{\text{譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第22項に規定する倍率を乗じて計算した面積}}{\text{買換資産として取得した土地等の合計面積}}$ （譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用） 37—11 ・ ・ ・ ・ ・、その買換資産となる土地等の面積は、納税者が措置法令第25条第29項又は第30項の規定により、当該譲渡資産又は買換資産の全部又は一部について当該2以上の号の<u>いずれか一の号の譲渡資産</u>又は買換資産に該当するものとして選択したところに基づき、当該譲渡した土地等の面積に<u>いずれか一の号の譲渡資産の譲渡収入金額</u>が当該土地等の譲渡収入金額の合計に占める割合を乗じ、さらに措置法令第25条第22項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を限度とすることに留意する。 （面積制限の異なる買換資産がある場合） 37—11の2 措置法第37条第1項の表の第5号に規定する買換資産のうちに措置法令第25条第22項に規定する10倍の面積制限に係る土地等と5倍の面積制限に係る土地等とがある場合には、・ ・ ・ ・ ・。 （「事務所等として使用されている建物」の判定） 37—11の7 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する「建物」とは、事務所、工場、作業場、研究所、<u>営業所、店舗、倉庫</u>その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く。以下37—11の9までにおいて「事務所等」という。）として使用されている建物（その付属設備を含む。以下37—11の9までにおいて同じ。）をいうのであるが、・ ・ ・ ・ ・。

改 正 後	改 正 前
．．．．． （事務所等として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等） 37－11 の 8 ．．．．．。 当該土地又は借地 当該土地又は借地権等 当該建物の床面積のうち 権等のうち事務所 のうち事務所等として <u>事務所等として専ら使用</u> 等として専ら使用 + 使用されている部分と × <u>されている部分の床面積</u> <u>されている部分の</u> その他の部分とに併用 当該建物の床面積 面積 されている部分の面積 （注） ．．．．．。 （交換差金を支払って取得した交換取得資産等と特例の適用） 37－11の11 ．．．．．、当該取得された資産の<u>全て</u>が措置法第37条第 1 項の表の第 1 号の上 欄に規定する譲渡資産に該当することに留意する。 （所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用） 37－11の12 措置法第37条第 1 項の表の<u>第 9 号</u>の上欄に規定する譲渡資産は、．．．．．。 （廃 止） （廃 止）	．．．．． （事務所等として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等） 37－11 の 8 ．．．．．。 当該土地又は借地 当該土地又は借地権等 当該建物の床面積のうち 権等のうち専ら事 のうち事務所等として <u>事務所等として使用され</u> 務所等として使用 + 使用されている部分と × <u>ている部分の床面積</u> <u>されている部分の</u> その他の部分とに併用 当該建物の床面積 面積 されている部分の面積 （注） ．．．．．。 （交換差金を支払って取得した交換取得資産等と特例の適用） 37－11の11 ．．．．．、当該取得された資産の<u>すべて</u>が措置法第37条第 1 項の表の第 1 号の 上欄に規定する譲渡資産に該当することに留意する。 （所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用） 37－11の12 措置法第37条第 1 項の表の<u>第16号</u>の上欄に規定する譲渡資産は、．．．．．。 <u>（公害発生施設の移転等に伴い譲渡される資産の範囲）</u> 37－12 措置法第37条第 1 項の表の第 2 号から第 4 号までに規定するばい煙発生施設、騒音発 生施設、特定施設、指定地域特定施設、湖沼特定施設若しくは指定施設の移転又は廃棄に伴 い譲渡されるものには、これらの施設の移転又は廃棄に伴い工場を移転するに当たり当該工 場に勤務する従業員の宿舍等の施設を譲渡した場合のその譲渡した施設も含まれるものと する。 <u>（土地の有効利用のための買換え）</u> 37－13 措置法第37条第 1 項の表の第11号の買換えは、市街化区域又は既成市街地等の地域内 にある土地の上に地上階数 4 （措置法令第25条第15項に規定する共同住宅にあつては、 3 ） 以上の建物（以下この項において「特定建物」という。）を建築するために当該土地を譲渡

改 正 後	改 正 前
(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹) 37-12 措置法第37条第1項の表の第7号上欄に規定する「当該土地等の譲渡」又は同号下欄に規定する「当該土地等の当該取得」には、・・・・・・。 (交換処分等の場合の課税の特例と事業用資産の買換えの特例の適用関係) 37-13 ・・・・・・。 (「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義) 37-13の2 措置法第37条第1項の表の第7号上欄に規定する「当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの」又は同号下欄に規定する「当該土地等の当該取得若しくは第33条の2第1項第2号に規定する交換による取得に伴い……取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの」とは、当該土地等に現に生立する果樹を当該土地等の譲渡又は取得に伴い譲渡し又は取得する場合における当該果樹を<u>いうこと</u>に留意する。 (土地改良事業により造成された埋立地等の範囲) 37-13の3 措置法第37条第1項の表の第7号下欄に規定する「埋立地」又は「干拓地」は、・・・・・・。 (土地改良事業により造成された埋立地等の取得の時期) 37-13の4 措置法第37条第1項の表の第7号下欄に規定する埋立地又は干拓地の取得の時期は、・・・・・・。	<u>し、当該土地の上に建築された特定建物の一部及び当該特定建物の敷地の用に供されている土地の共有持分を取得するような場合をいい、譲渡した土地と異なる土地にある特定建物を取得しても、その取得した特定建物は同号の買換資産には該当しないが、その取得する特定建物の一部が当該譲渡した土地の上にない場合であつても、当該譲渡した土地が当該取得した特定建物の一部に係る特定建物の敷地の用に供されているときは、当該取得する特定建物の一部（当該特定建物の敷地の用に供されている土地等を含む。）は、同号の買換資産に該当するものとする。</u> <u>(注) 地上階数4又は3以上であるかどうかは、建築基準法施行令第2条第1項第8号《階数の算定方法》に規定するところにより判定することに留意する。</u> (交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹) 37-13の2 措置法第37条第1項の表の第13号上欄に規定する「当該土地等の譲渡」又は同号下欄に規定する「当該土地等の当該取得」には、・・・・・・。 (交換処分等の場合の課税の特例と事業用資産の買換えの特例の適用関係) 37-13の3 ・・・・・・。 (「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義) 37-13の4 措置法第37条第1項の表の第13号上欄に規定する「当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの」又は同号下欄に規定する「当該土地等の当該取得若しくは第33条の2第1項第2号に規定する交換による取得に伴い……取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの」とは、当該土地等に現に生立する果樹を当該土地等の譲渡又は取得に伴い譲渡し又は取得する場合における当該果樹を<u>いうのであるから</u>留意する。 (土地改良事業により造成された埋立地等の範囲) 37-13の5 措置法第37条第1項の表の第13号下欄に規定する「埋立地」又は「干拓地」は、・・・・・・。 (土地改良事業により造成された埋立地等の取得の時期) 37-13の6 措置法第37条第1項の表の第13号下欄に規定する埋立地又は干拓地の取得の時期は、・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
(1) (2)	(1) (2)
(廃 止)	<u>(「建築面積」及び「床面積」の意義)</u> <u>37－13の 7 措置法第37条第 1 項の表の第11号の上欄に規定する「建築面積」並びに措置法令第25条第15項及び第17項に規定する「床面積」は、それぞれ建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する「建築面積」及び「床面積」によるものとする。</u>
(廃 止)	<u>(表の第11号の上欄又は表の第12号の下欄の家屋でその構造上区分された部分の意義)</u> <u>37－13の 8 措置法令第25条第15項第 1 号に規定する「構造上区分された数個の部分」及び同条第17項第 3 号に規定する「構造上区分された一又は二以上の部分」(以下この項において「各独立部分」という。)とは、建物の構成部分である隔壁、扉、階層(天井及び床)等によって他の部分と完全に遮断されている部分で、独立した出入口を有するなど独立して住居その他の用途に供することができるものをいう。したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されているが独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。</u>
(廃 止)	<u>(床面積の 5 分の 3 以上に相当する部分が専ら住居の用途又は住宅の用に供されているかどうかの判定)</u> <u>37－13の 9 措置法令第25条第15項第 3 号に規定する共同住宅の「床面積の 5 分の 3 以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されている」かどうか又は同条第17項第 1 号に規定する貸家住宅の「床面積の 5 分の 3 以上に相当する部分が専ら住宅の用に供され」ているかどうかは、当該共同住宅の床面積の 5 分の 3 以上に相当する部分が専ら住居の用途に供される構造となっているかどうか又は当該貸家住宅の床面積の 5 分の 3 以上に相当する部分が専ら住宅の用に供される構造となっているかどうかにより判定する。</u>
(廃 止)	<u>(貸家住宅の床面積が譲渡資産である木造の貸家住宅の床面積を超えているかどうかの判定)</u> <u>37－13の10 措置法令第25条第17項第 2 号に規定する貸家住宅(当該家屋が区分所有される場合にあっては、当該個人により区分所有される家屋の部分。以下37－13の12までにおいて同じ。)の床面積が措置法第37条第 1 項の表の第12号の上欄に規定する木造の貸家住宅の床面</u>

改	正	後	改	正	前
			積を超えているかどうかは、同号の規定の適用を受ける当該個人の取得に係る当該貸家住宅の床面積がその譲渡に係る当該木造の貸家住宅の床面積を超えているかどうかにより判定することに留意する。 (注) 「当該個人により区分所有される家屋の部分」とは、貸家住宅が区分所有される場合において、当該個人が区分所有される家屋を措置法第37条第1項の表の第12号の下欄に規定する買換資産として複数取得しているときは、その買換資産として取得したものの全体をいうことに留意する。		
(廃止)			<u>(貸家住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら住宅として貸家の用に供されていることの判定)</u> 37-13の11 措置法令第25条第17項第2号に規定する貸家住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら住宅として貸家の用に供されているかどうかは、措置法第37条第1項の表の第12号の規定の適用を受ける当該個人の取得に係る当該貸家住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら住宅として貸家の用に使用されているかどうかにより判定する。		
(廃止)			<u>(共用部分がある場合の床面積基準の判定)</u> 37-13の12 措置法令第25条第17項第2号に規定する貸家住宅につき同項第3号の床面積基準及び同項第5号の取得価額基準を判定する場合における当該貸家住宅の共用部分の床面積は、床面積基準の判定に当たってはその判定の基礎となる床面積に含めず、取得価額基準の判定に当たってはその判定の基礎となる床面積に含めることに留意する。 (注) 取得価額基準の判定の基礎となる当該貸家住宅の取得価額には、共用部分に係る取得価額が含まれることに留意する。		
(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)			<u>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</u>		
37-19の2			37-19の2		
(注) 1、同項の規定により「譲渡がなかったもの」とされる部分の金額又は「譲渡があったもの」とされる部分の金額の計算は、納税者が措置法令第25条第22項又は第23項の規定により、当該譲渡資産又は買換資産の全部又は一部について当該2以上の号のいずれかの号の上欄に掲げる譲渡資産又は下欄に掲げる買換資産に該当するものとして選択したところに基づきそれぞれの号ごとに行うことに留意する。			(注) 1、同項の規定により「譲渡がなかったもの」とされる部分の金額又は「譲渡があったもの」とされる部分の金額の計算は、納税者が措置法令第25条第29項又は第30項の規定により、当該譲渡資産又は買換資産の全部又は一部について当該2以上の号のいずれか一の号の上欄に掲げる譲渡資産又は下欄に掲げる買換資産に該当するものとして選択したところに基づきそれぞれの号ごとに行うことに留意する。		

改 正 後	改 正 前
2。 (仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等) 37—21の3。 (1)。 (2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第15項に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、.。 (長期先行取得が認められるやむを得ない事情) 37—26の2 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法令第25条第16項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、.。 (1)。 (2)。 (3)。 (特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い) 37—26の3 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第19条各号《特別償却等》に掲げる規定（措置法第13条から第13条の3までの規定を除く。）の適用を受けている場合には、.。 (取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情) 37—27の2 措置法第37条第4項かつこの書の買換資産の取得期間の認定を行う場合における措置法令第25条第16項に定める「その他これに準ずる事情」があるためやむを得ずその取得が遅延する場合には、買換資産について次に掲げるような事情があるためやむを得ずその取得が遅延する場合が含まれるものとする。 (1)。 (2)。 (3)。 (買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分) 37—28、その見込みに応じて措置法令第25条第22項《譲渡資産と買換資産との対	2。 (仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等) 37—21の3。 (1)。 (2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第22項に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、.。 (長期先行取得が認められるやむを得ない事情) 37—26の2 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法令第25条第23項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、.。 (1)。 (2)。 (3)。 (特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い) 37—26の3 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第19条各号《特別償却等》に掲げる規定（第13条第1項、第13条の2及び第13条の3の規定を除く。）の適用を受けている場合には、.。 (取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情) 37—27の2 措置法第37条第4項かつこの書の買換資産の取得期間の認定を行う場合における措置法令第25条第23項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、買換資産について次に掲げるような事情があるためやむを得ずその取得が遅延する場合が含まれるものとする。 (1)。 (2)。 (3)。 (買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分) 37—28、その見込みに応じて措置法令第25条第29項《譲渡資産と買換資産との対

改 正 後	改 正 前
応》の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのであるが、その見込みと異なる買換え資産を取得したときは、改めて措置法令第25条第22項の規定により譲渡資産を区分して同法第37条第1項の規定を適用することができることに留意する。	応》の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのであるが、その見込みと異なる買換え資産を取得したときは、改めて措置法令第25条第29項の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用することができることに留意する。
(買換えの証明書の添付)	(買換えの証明書の添付)
37—29、措置法第37条第6項に定める書類の添付は、措置法規則第18条の5第3項及び第4項《買換え証明書》に掲げる資産について買換えの規定の適用を受けようとするときに限り必要とされるのであるから、.。	37—29、措置法第37条第6項に定める書類の添付は、措置法規則第18条の5第4項及び第6項《買換え証明書》に掲げる資産について買換えの規定の適用を受けようとするときに限り必要とされるのであるから、.。
措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係	措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係
(買換えの特例の適用を受けた資産についての特別償却の不適用)	(買換えの特例の適用を受けた資産についての特別償却の不適用)
37の3—3、当該買換え資産については、措置法第19条各号に規定する特別償却（措置法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却、措置法第13条の2に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却及び措置法第13条の3に規定する経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却を除く。）をすることはできないことに留意する。	37の3—3、当該買換え資産については、措置法第19条各号に規定する特別償却（措置法第13条第1項に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却、措置法第13条の2に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却及び措置法第13条の3に規定する経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却を除く。）をすることはできないことに留意する。
(買換えの特例が適用されないこととなった買換え資産に係る特別償却)	(買換えの特例が適用されないこととなった買換え資産に係る特別償却)
37の3—4、当該買換え資産について同法第11条から第12条の2まで及び第13条の4から第15条《特別償却》までに規定する要件を具備する限り特別償却をすることができるものとする。この場合において、.。	37の3—4、当該買換え資産について同法第11条から第12条の3まで及び第14条から第15条《特別償却》までに規定する要件を具備する限り特別償却をすることができるものとする。この場合において、.。
(1)。	(1)。
(2)。	(2)。
(注) 1。	(注) 1。
2 例えば、同法第14条に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、同法第37条第1項の規定の適用を受けた場合において、それがいったん貸家の用に供された後にその取得の日から1年以内に貸家の用に供されなくなったため同項の規定の適用がないこととなったときにおいても、その後当該サ	2 例えば、同法第14条に規定する優良賃貸住宅について、同法第37条第1項の規定の適用を受けた場合において、それがいったん貸家の用に供された後にその取得の日から1年以内に貸家の用に供されなくなったため同項の規定の適用がないこととなったときにおいても、その後当該優良賃貸住宅を貸家

改 正 後	改 正 前
ービス付き高齢者向け賃貸住宅を貸家の用に供したときは、当初に貸家の用に供した日以後５年以内の期間のうち再び貸家の用に供している期間については、同法第14条の規定の適用を受けることができる。ただし、<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>をその取得の日から１年を経過する日まで引き続き貸家の用に供しなかったため同法第37条第１項の規定の適用がないこととなった場合には、その後当該<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>を貸家の用に供した日以後５年以内の期間のうち貸家の用に供している期間については、同法第14条の規定の適用を受けることができる。 措置法第３７条の５《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係 （特例の対象となる譲渡資産） 37の５－１ 措置法第37条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる譲渡資産は、事業の用又は居住の用に供されていたものであるかどうかを問わないものであることに留意する。 （注）例えば、措置法第37条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる譲渡資産で、個人が空閑地又は事業の用に供していた土地を譲渡し、<u>同号の下欄に掲げる買換資産</u>を取得して居住の用に供したような場合における当該土地の譲渡についても同項の規定の適用がある。 （生計を一にする親族の事業の用に供する資産） 37の５－５ 措置法第37条の５第１項の表の第２号の規定は、同号の上欄に掲げる譲渡資産の譲渡をした者が同号の下欄に掲げる買換資産を取得し、かつ、当該取得をした買換資産をその取得の日から１年以内に<u>当該譲渡をした者の同項</u>に規定する事業の用又は居住の用（当該譲渡をした者の親族の居住の用を含む。）に供した場合又は供する見込みである場合に適用があるのであるが、<u>当該買換資産</u>が当該譲渡をした者と生計を一にする親族の同項に規定する事業の用に供される場合には、・・・・・・。 （相続人が買換資産を取得した場合） 37の５－６ 措置法第37条の５第１項に規定する譲渡資産の譲渡をした者が同項に規定	の用に供したときは、当初に貸家の用に供した日以後５年以内の期間のうち再び貸家の用に供している期間については、同法第14条の規定の適用を受けることができる。ただし、<u>優良賃貸住宅</u>をその取得の日から１年を経過する日まで引き続き貸家の用に供しなかったため同法第37条第１項の規定の適用がないこととなった場合には、その後当該<u>優良賃貸住宅</u>を貸家の用に供した日以後５年以内の期間のうち貸家の用に供している期間については、同法第14条の規定の適用を受けることができる。 措置法第３７条の５《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係 （特例の対象となる譲渡資産） 37の５－１ 措置法第37条の５第１項に規定する譲渡資産は、事業の用又は居住の用に供されていたものであるかどうかを問わないものであることに留意する。 （注）例えば、個人が空閑地又は事業の用に供していた土地を譲渡し、<u>同項に規定する買換資産</u>を取得して居住の用に供したような場合における当該土地の譲渡についても同項の規定の適用がある。 （生計を一にする親族の事業の用に供する資産） 37の５－５ 措置法第37条の５第１項の規定は、<u>同項に規定する譲渡資産を譲渡した者が同項に規定する買換資産を取得し、かつ、当該取得した買換資産をその取得の日から１年以内に当該譲渡資産の譲渡をした者の同項</u>に規定する事業の用又は居住の用（当該譲渡をした者の親族の居住の用を含む。）に供した場合又は供する見込みである場合に適用があるのであるが、<u>買換資産</u>が当該譲渡をした者と生計を一にする親族の同項に規定する事業の用に供される場合には・・・・・・。 （相続人が買換資産を取得した場合） 37の５－６ 措置法第37条の５第１項に規定する譲渡資産を譲渡した者が買換資産を取

改 正 後	改 正 前
する買換資産を取得しないで死亡した場合であっても、・・・・・・。 <u>(注) 措置法第37条の5第1項の表の第1号の下欄に掲げる買換資産にあつては、居住の用（同号の上欄に掲げる譲渡資産の譲渡をした者の親族の居住の用を含む。）に供したときのみに限られていることに留意する。</u> （中高層耐火建築物の取得をすることが困難である特別の事情がある場合の適用関係） 37の5－8 措置法第37条の5第5項の規定により同法第31条の3の規定の適用を受ける場合には、次の点に留意する。 <u>(1) 措置法第37条の5第5項の規定は、同項に規定する資産の譲渡の一部につき同条第1項の規定の適用を受けないときに限り、適用があること</u> <u>(2) 当該譲渡については、措置法第35条第1項の規定の適用がないこと</u> （廃 止）	得しないで死亡した場合であっても、・・・・・・。 （中高層耐火建築物の取得をすることが困難である特別の事情がある場合） 37の5－8 措置法第37条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる譲渡資産のうちに第31条の3第2項各号《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》又は第37条の5第5項第1号に掲げる資産と同項第2号に掲げる資産とがある場合において、そのいずれか一方について同条第1項の表の第1号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物の取得をすることが困難である特別な事情（措置法令第25条の4第16項に規定する事情をいう。）があるときは、他の一方（措置法第31条の3第2項各号に掲げる資産を除く。）についても当該事情があるものとする。なお、措置法第37条の5第5項の規定により適用を受ける第31条の3の規定と第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》の規定との適用関係又はこれらの規定と第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》、第31条の3若しくは第37条の規定との適用関係は、31の3－1及び35－1（36の2－23で準用する場合を含む。）に準じて取り扱うものとする。 <u>(注) 1 措置法第37条の5第5項の規定は、同項に規定する資産の譲渡の一部につき同条第1項の規定の適用を受けないときに限り適用があることに留意する。</u> <u>2 措置法第37条の5第5項第1号の規定により同法第31条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、当該譲渡については同法第35条第1項の規定の適用がないことに留意する。</u> （特別な事情がある場合に該当して措置法第37条の規定の適用を受ける場合における同条第5項の規定との関係） 37の5－8の2 措置法37条の5第5項第2号の規定により、同号に掲げる譲渡をした資産又は取得をする資産について、同法第37条第1項の表の第1号の上欄に掲げる資産又は同号の下欄に掲げる資産に該当するものとみなされて同条の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については同令第25条の4第20項の規定に定めるところによるのであるが、当該譲渡をした資産の譲渡のうち同法第37条第5項に規定する土地等の譲渡に該当するものについては同条の規定の適用はないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止) (同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額) <u>37の5-9</u>。 (1) (2) (3) (特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する取扱いの準用) <u>37の5-10</u>。 措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係 (代償金を支払って取得した相続財産を譲渡した場合の取得費加算額の計算) 39-14。 (1) $\text{確定相続税額} \times \frac{\text{相続等により取得した 全ての土地等の相続税 - 支払代償金 } C}{\text{評価額 } B} \times \frac{B}{A + C}$ その者の相続税の課税価格 (債務控除前) A (注) 1 相続等により取得した<u>全ての</u>土地等には、.。	<u>(面積制限の異なる買換資産がある場合)</u> <u>37の5-9</u> 措置法第37条の5第5項第2号に掲げる取得資産のうちに措置法令第25条の4第17項第1号に規定する2倍の面積制限に係る土地等と5倍の面積制限に係る土地等とがある場合における買換資産の判定等については、37-11の2の取扱いに準ずる。 (同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額) <u>37の5-10</u>。 (1) (2) (3) (特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する取扱いの準用) <u>37の5-11</u>。 措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係 (代償金を支払って取得した相続財産を譲渡した場合の取得費加算額の計算) 39-14。 (1) $\text{確定相続税額} \times \frac{\text{相続等により取得した すべての土地等の相続 - 支払代償金 } C}{\text{税評価額 } B} \times \frac{B}{A + C}$ その者の相続税の課税価格 (債務控除前) A (注) 1 相続等により取得した<u>すべての</u>土地等には、.。

改 正 後	改 正 前
2。 (2) 措置法第 4 1 条の 5 《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》 関係 （居住用土地等のみの譲渡） 41の 5－5、当該譲渡した土地等が次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たすときは、当該土地等は譲渡資産に該当するものとして取り扱うことができるものとする。 ただし、.。 (1)。 (2)。 (3)。 (注)。 （居住用家屋の敷地の一部の譲渡） 41の 5－9。 (1)。 (2)、同日以後 3 年を経過する日の属する年の12月31日までに行われた譲渡は、<u>全て</u>譲渡資産の譲渡に該当する。 (3)。 （居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い） 41の 5－11、譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者の行った譲渡等が次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たすときは、.。 (1)。 イ。 ロ。 (2)。	2。 (2) 措置法第 4 1 条の 5 《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》 関係 （居住用土地等のみの譲渡） 41の 5－5、当該譲渡した土地等が次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たすときは、当該土地等は譲渡資産に該当するものとして取り扱うことができるものとする。 ただし、.。 (1)。 (2)。 (3)。 (注)。 （居住用家屋の敷地の一部の譲渡） 41の 5－9。 (1)。 (2)、同日以後 3 年を経過する日の属する年の12月31日までに行われた譲渡は、<u>すべて</u>譲渡資産の譲渡に該当する。 (3)。 （居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い） 41の 5－11、譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者の行った譲渡等が次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たすときは、.。 (1)。 イ。 ロ。 (2)。

改正後	改正前
イ ・ ・ ・ ・ ・ 。 ロ ・ ・ ・ ・ ・ 。 ハ ・ ・ ・ ・ ・ 。 ニ ・ ・ ・ ・ ・ 。 (3) ・ ・ ・ ・ ・ 。 (4) ・ ・ ・ ・ ・ 。 イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ (注) 1 ・ ・ ・ ・ ・ 。 2 ・ ・ ・ ・ ・ 。	イ ・ ・ ・ ・ ・ 。 ロ ・ ・ ・ ・ ・ 。 ハ ・ ・ ・ ・ ・ 。 ニ ・ ・ ・ ・ ・ 。 (3) ・ ・ ・ ・ ・ 。 (4) ・ ・ ・ ・ ・ 。 イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ (注) 1 ・ ・ ・ ・ ・ 。 2 ・ ・ ・ ・ ・ 。
措置法第 4 1 条の 5 の 2 《特定居住用財産の譲渡損失の損益 通算及び繰越控除》関係 (居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い) 41の5の2-4 ・ ・ ・ ・ ・ 、譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者の行った譲渡等が次に掲 げる要件の<u>全て</u>を満たすときは、・ ・ ・ ・ ・ 。 (1) ・ ・ ・ ・ ・ 。 イ ・ ・ ・ ・ ・ 。 ロ ・ ・ ・ ・ ・ 。 (2) ・ ・ ・ ・ ・ 。 (注) 1 ・ ・ ・ ・ ・ 。 2 ・ ・ ・ ・ ・ 。	措置法第 4 1 条の 5 の 2 《特定居住用財産の譲渡損失の損益 通算及び繰越控除》関係 (居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い) 41の5の2-4 ・ ・ ・ ・ ・ 、譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者の行った譲渡等が次に掲 げる要件の<u>すべて</u>を満たすときは、・ ・ ・ ・ ・ 。 (1) ・ ・ ・ ・ ・ 。 イ ・ ・ ・ ・ ・ 。 ロ ・ ・ ・ ・ ・ 。 (2) ・ ・ ・ ・ ・ 。 (注) 1 ・ ・ ・ ・ ・ 。 2 ・ ・ ・ ・ ・ 。

改 正 後				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考
~~~~~				
⑪ . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . . . .	措置法31条の2 2項11号 措置法令20条の2 13項・14項 措置法規則13条の3 1項11号・5項	※ . . . . . (1) 当該事業が措置法第37条第1項の表の第1号に規定する既成市街地等又は措置法令第22条の2第14項に規定する地区内で施行されるものであること。 (2) . . . . . (3) . . . . . (4) . . . . .
⑫ . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . . (ハ) . . . . . (ニ) . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	措置法31条の2 2項12号 措置法令20条の2 16項 措置法規則13条の3 1項12号・6項	※1 . . . . . ※2 . . . . . (1) . . . . . (2) . . . . . イ . . . . . ロ . . . . . ※3 . . . . . ※4 . . . . .

改 正 前				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考
~~~~~				
⑪	(イ) (ロ)		措置法31条の2 2項11号 措置法令20条の2 13項 措置法規則13条の3 1項11号・5項	※ (1) 当該事業が措置法第37条の5第1項の表の第1号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内で施行されるものであること。 (2) (3) (4)
⑫	(イ) (ロ) (ハ) (ニ)		措置法31条の2 2項12号 措置法令20条の2 15項 措置法規則13条の3 1項12号・6項	※1 ※2 (1) (2) イ ロ ※3 ※4

⑫の2 (イ) 。 (ロ) 。 (ハ) 。	(イ) 。 (ロ) 。 (ハ) 。	措置法31条の2 2項12号 措置法令20の2 16項 措置法規則13条の3 1項12号	
⑬ (イ) 。 (ロ) 。	(イ) 。 (ロ) 。 (ハ) 。	措置法31条の2 2項13号 措置法令20条の2 17項 措置法規則13条の3 1項13号	※
⑭ (イ) 。 (ロ) 。 (ハ) 。	(イ) 。 (ロ) 。 (ハ) 。 (ニ) 。	措置法31条の2 2項14号 措置法令20条の2 18項 措置法規則13条の3 1項14号・2項	※1 ※2 ※3 (1) (2) (3) (4) ※4
⑭の2 (イ) 。 (ロ) 。	(イ) 。 (ロ) 。 (ハ) 。 (ニ) 。	措置法31条の2 2項14号 措置法令20条の2 18項 措置法規則13条の3 1項14号	

⑫の2 (イ) 。 (ロ) 。 (ハ) 。	(イ) 。 (ロ) 。 (ハ) 。	措置法31条の2 2項12号 措置法令20の2 15項 措置法規則13条の3 1項12号	
⑬ (イ) 。 (ロ) 。	(イ) 。 (ロ) 。 (ハ) 。	措置法31条の2 2項13号 措置法令20条の2 16項 措置法規則13条の3 1項13号	※
⑭ (イ) 。 (ロ) 。 (ハ) 。	(イ) 。 (ロ) 。 (ハ) 。 (ニ) 。	措置法31条の2 2項14号 措置法令20条の2 17項・18項 措置法規則13条の3 1項14号・2項	※1 ※2 ※3 (1) (2) (3) (4) ※4
⑭の2 (イ) 。 (ロ) 。	(イ) 。 (ロ) 。 (ハ) 。 (ニ) 。	措置法31条の2 2項14号 措置法令20条の2 17項・18項 措置法規則13条の3 1項14号	

改正後					
別表 2					
収用証明書の区分一覧表					
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	
⑬				※1 ……。 ※2 「停車場」とは、駅、信号場及び操車場をいう（ <u>鉄道に関する技術上の基準を定める省令第2条</u> ）。	
⑳	電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（※1）が設置する同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備（※2）の用に供す			※1 ……。 ※2 ……これと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう（ <u>電気通信事業法第9条第1号</u> ）。 ※3 ……	

改正前					
別表 2					
収用証明書の区分一覧表					
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	
⑬				※1 ……。 ※2 「停車場」とは、駅、信号場及び操車場をいう（ <u>普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第2条</u> ）。	
⑳	電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（※1）が設置する同法第9条に規定する電気通信回線設備（※2）の用に供する施設・			※1 ……。 ※2 ……これと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう（ <u>電気通信事業法第9条</u> ）。 ※3 ……	

	る施設・・・				
	・・				
22					※ガス 工作物たる「導 管」(いわゆるガ ス管)のうち高圧 導管(<u>1メガパス カル</u> 以上の圧力 を有するガスを 通ずる導管)又は 中圧導管 (<u>0.1メ ガパスカル</u> 以上 <u>1メガパスカル</u> 未満の圧力を有 するガスを通ず る導管)をい い、.....。
27	 (イ) 国、地方 公共団体				※1 <u>社会福祉法</u> <u>第2条第3項第</u> <u>4号の2</u> に規定

	・・・				
22					※ガス 工作物たる「導 管」(いわゆるガ ス管)のうち高圧 導管(<u>10キログラ ム毎平方センチ メートル</u> 以上の 圧力を有するガ スを通ずる導管) 又は中圧導管 (<u>1 キログラム毎平 方センチメート ル</u> 以上 <u>10キログ ラム毎平方セン チメートル</u> 未満 の圧力を有する ガスを通ずる導 管)をい、.....。
27	 (イ) 国、地方 公共団体				

改 正 後						改 正 前							
区 分			内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分			内 容	発行者	根拠条項	備 考
		又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法第2条第3項第4号に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第4号の2に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設(※1)、地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに同法第62条第1項に規定する				する「障害福祉サービス事業の用に供する施設」とは、次に掲げる事業の用に供するものに限られる。 (1) 障害者自立支援法第5条第6項に規定する療養介護 (2) 同条第7項に規定する生活介護 (3) 同条第11項に規定する共同生活介護 (4) 同条第14項に規定する自立訓練 (5) 同条第15項に規定する就労移行支援 (6) 同条第16項に規定する就労継続支援 (7) 同条第17項に規定する共同生活援助 ※2。			又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法第2条第3項第4号に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同法第62条第1項に規定する社会福祉施設(※)				※。

		社会福祉施設（※ <u>2</u> ） （ロ） ・ ・ ・ ・ ・ （ハ） ・ ・ ・ ・ ・ （ニ） ・ ・ ・ ・ ・				
・	④④	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※1	・ ・ ・ ・ ・。
・	（⑤②に該当する場合を除く。）	（イ） ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※2	・ ・ ・ ・ ・。
・	（※1）	（ロ） ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・			
（50の2）	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	同	・ ・ ・ ・ ・		
（イ）	・ ・ ・ ・ ・	法第202条第		・ ・ ・ ・ ・		
（ロ）	・ ・ ・ ・ ・	2項各号に				
（ハ）	・ ・ ・ ・ ・	掲げる要件				
		の <u>全て</u> を満				
		たす場合に				
		は、 ・ ・ ・				
		・ ・				
（50の3）	・ ・ ・ ・ ・	土地又は土地の上に	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・		
		存する権利（以下		・ ・ ・ ・ ・		
		⑤②までにおいて				
		「土地等」という。）				
		が買い取られた場合				
⑤②	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	措置法33条		
				1項 <u>4号</u> 、33		

		（ロ） ・ ・ ・ ・ ・ （ハ） ・ ・ ・ ・ ・ （ニ） ・ ・ ・ ・ ・				
・	④④	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※1	・ ・ ・ ・ ・。
・	（ <u>51の3</u> に該当する場合を除く。）（※1）	（イ） ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※2	・ ・ ・ ・ ・。
・		（ロ） ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・			
（50の2）	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	同	・ ・ ・ ・ ・		
（イ）	・ ・ ・ ・ ・	法第202条第		・ ・ ・ ・ ・		
（ロ）	・ ・ ・ ・ ・	2項各号に				
（ハ）	・ ・ ・ ・ ・	掲げる要件				
		の <u>すべて</u> を満				
		たす場合に				
		は、 ・ ・				
		・ ・ ・				
（50の3）	・ ・ ・ ・ ・	土地又は土地の上に	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・		
		存する権利（以下		・ ・ ・ ・ ・		
		⑤②までにおいて				
		「土地等」という。）				
		が買い取られた場合				
⑤②	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	措置法33条		
				1項 <u>3号</u> の		

改正後					改正前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
			条の2 1 項1号					<u>6</u> 、33条の 2 1 項1 号	
			措置法規則 14条5項 <u>6</u> 号					措置法規則 14条5項 <u>5</u> 号の11	
(廃止)					<u>㊦</u> 農地法の規定に 基づいて資産が買 収された場合	これに該当 する資産で ある旨の証 明	農林水産大臣 又は当該資産 の所在する地 域を管轄する 地方農政局長	措置法33条 1項4号 措置法規則 14条5項6 号	

改 正 後					改 正 前				
別表 4					別表 4				
特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
⑭ (イ) (ロ)	(イ) (ロ)			※ (1) (2) 独立行政法人 中小企業基盤 整備機構法第 15条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定によ る資金の貸付 けを受けて行 われるもので あること。	⑭ (イ) (ロ)	(イ) (ロ)			※ (1) (2) 独立行政法人 中小企業基盤 整備機構法第 15条第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する 資金の貸付け を受けて行わ れるものである こと。
⑭の 2 総合特別 区域法第 2 条第 2 項第 5 号イ又 は第 3 項第 5 号 イに規定する共 同して又は一の 団地若しくは主 として一の建物 に集合して行う 事業の用に供す る土地の造成に 関する事業で、 都市計画その他	(イ) 当該事業が左 の指定をした事 業である旨を証 する書類 (ロ) 当該土地等を 左の事業の用に 供するために買 い取ったもので ある旨を証する 書類	市町村長又は 特別区の区長 買取りをする 者	措置法34条の 2 2 項14号 の 2 措置法規則17 条の 2 1 項18号の 2	※ 「一定の要件」 とは、次に掲げ る要件をいう。 (1) 当該事業が 都市計画その 他土地利用に 関する国又は 地方公共団体 の計画に適合 した計画に従 って行われる ものであるこ と並びに当該	(新設)				

改 正 後				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
	の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであることその他の一定の要件（※）に該当するものとして市町村長又は特別区の区長が指定したもの用に供するために買い取られる場合			事業により造成される土地の処分予定価額が当該事業の施行区域内の土地の取得及び造成に要する費用の額、分譲に要する費用の額、当該事業に要する一般管理費の額並びにこれらの費用に充てるための借入金の利子の額の見積額の合計額以下であること。 ② 総合特別区域法第30条又は第58条の規定による資金の貸付けを受けて行われるものであること。

改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考

新 旧 対 照 表

第2 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例 ．．．．． （廃 止） ．．．．． 措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 （「取得をした日」の判定） 37の10－19 ．．．．．。 (1) ．．．．．。 (2) ．．．．．。 (3) ．．．．．。 (4) ．．．．．。 (5) ．．．．．。 (6) <u>新株予約権無償割当てにより取得した新株予約権は、当該新株予約権無償割当ての効力を生ずる日による。</u> (7) ．．．．．。 (8) ．．．．．。 (9) ．．．．．。 (10) ．．．．．。 (11) ．．．．．。 (12) ．．．．．。 (13) ．．．．．。	省 略 用 語 例 ．．．．． <u>上場株式等の取得費の特例</u>．．．．．<u>措置法第37条の11の2第1項に規定する特例をいう。</u> ．．．．． 措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 （「取得をした日」の判定） 37の10－19 ．．．．．。 (1) ．．．．．。 (2) ．．．．．。 (3) ．．．．．。 (4) ．．．．．。 (5) ．．．．．。 (6) ．．．．．。 (7) ．．．．．。 (8) ．．．．．。 (9) ．．．．．。 (10) ．．．．．。 (11) ．．．．．。 (12) ．．．．．。

改	正	後	改	正	前
(14)	・	・	(13)	・	・
(15)	・	・	(14)	・	・
(16)	・	・	(15)	・	・
(17)	・	・	(16)	・	・
(18)	・	・	(17)	・	・
(注)	・	・	(注)	・	・
(廃 止)			<u>措置法第 3 7 条の 1 1 の 2 《平成13年 9 月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》 関係</u> <u>（合併等による上場株式等の取得の基因となった株式等が上場株式等でない場合）</u> <u>37の11の 2－1 「上場株式等の取得費の特例」の適用に当たって、平成13年10月 1 日以後に、</u> <u>居住者等が措置法第37条の11の 2 第 2 項第 3 号に規定する合併、措置法令第25条の10第 4 項に規定する法人の分割又は同条第5項各号に規定する事由により取得した上場株式等（措置法第37条の14の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用がある場合における外国合併親法人株式（同条第 1 項に規定する特定合併により取得した同項に規定する外国合併親法人株式をいう。）、外国分割承継親法人株式（措置法第37条の14の 2 第 2 項に規定する特定分割型分割により取得した同項に規定する外国分割承継親法人株式をいう。）又は外国株式交換完全支配親法人株式（措置法第37条の14の 2 第 3 項に規定する特定株式交換により取得した同項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式をいう。）を除く。）は、その者が引き続き所有していたものとみなすこととされているが、当該合併前から保有していた合併前の法人株式、当該法人の分割前から保有していた分割法人株式又は当該事由が生ずる前から保有していた株式又は受益権が平成13年10月 1 日において上場株式等に該当していなかった場合には、当該合併、法人の分割又は当該事由により取得した上場株式等について同特例の適用はないことに留意する。</u> <u>（上場株式等の取得費の特例の選択）</u> <u>37の11の 2－2 「上場株式等の取得費の特例」の適用がある上場株式等の譲渡をした場合に</u> <u>おいて、その譲渡をした上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費について同特例を適用するときは、その譲渡をした上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等の全部に</u>		
(廃 止)					

改 正 後	改 正 前																																			
(廃 止)	<u>ついて同特例を適用して計算することとなるので、その譲渡をした上場株式等の一部については実際の取得価額により、他の部分については同特例を適用して計算することはできないことに留意する。</u>																																			
	<u>(特例の対象とならない同一銘柄の上場株式等とともに譲渡した場合の取得費の計算)</u>																																			
	<u>37の11の2－3 譲渡をした同一銘柄の上場株式等のうちに、「上場株式等の取得費の特例」の適用がある上場株式等とその適用がない上場株式等が含まれる場合には、当該適用がある上場株式等については同特例を適用し、当該適用がない上場株式等については所得税法第38条、第48条及び第61条の規定により、それぞれ取得費を計算する。なお、当該適用がない上場株式等に係る部分の取得費の計算に当たっては、当該適用がある上場株式等を含めて計算することに留意する。</u>																																			
	<u>[計算例]</u>																																			
	<table><tr><td><u>【取得】</u></td><td><u>取得時期</u></td><td><u>株数(株)</u></td><td><u>単価(円)</u></td><td><u>取得価額</u></td></tr><tr><td></td><td><u>A 昭 60. 10</u></td><td><u>2, 000</u></td><td><u>100</u></td><td><u>200, 000</u></td></tr><tr><td></td><td><u>B 平 10. 10</u></td><td><u>2, 000</u></td><td><u>200</u></td><td><u>400, 000</u></td></tr><tr><td></td><td><u>C 平 13. 10</u></td><td><u>1, 000</u></td><td><u>300</u></td><td><u>300, 000</u></td></tr><tr><td></td><td><u>(計)</u></td><td><u>5, 000</u></td><td></td><td><u>900, 000</u></td></tr><tr><td><u>【譲渡】</u></td><td><u>平 15. 1</u></td><td><u>5, 000</u></td><td><u>400</u></td><td><u>2, 000, 000</u></td></tr><tr><td colspan="5"><u>※ 平13. 10. 1の価額(300円)の80%に相当する金額＝240円</u></td></tr></table>	<u>【取得】</u>	<u>取得時期</u>	<u>株数(株)</u>	<u>単価(円)</u>	<u>取得価額</u>		<u>A 昭 60. 10</u>	<u>2, 000</u>	<u>100</u>	<u>200, 000</u>		<u>B 平 10. 10</u>	<u>2, 000</u>	<u>200</u>	<u>400, 000</u>		<u>C 平 13. 10</u>	<u>1, 000</u>	<u>300</u>	<u>300, 000</u>		<u>(計)</u>	<u>5, 000</u>		<u>900, 000</u>	<u>【譲渡】</u>	<u>平 15. 1</u>	<u>5, 000</u>	<u>400</u>	<u>2, 000, 000</u>	<u>※ 平13. 10. 1の価額(300円)の80%に相当する金額＝240円</u>				
	<u>【取得】</u>	<u>取得時期</u>	<u>株数(株)</u>	<u>単価(円)</u>	<u>取得価額</u>																															
		<u>A 昭 60. 10</u>	<u>2, 000</u>	<u>100</u>	<u>200, 000</u>																															
		<u>B 平 10. 10</u>	<u>2, 000</u>	<u>200</u>	<u>400, 000</u>																															
		<u>C 平 13. 10</u>	<u>1, 000</u>	<u>300</u>	<u>300, 000</u>																															
		<u>(計)</u>	<u>5, 000</u>		<u>900, 000</u>																															
<u>【譲渡】</u>	<u>平 15. 1</u>	<u>5, 000</u>	<u>400</u>	<u>2, 000, 000</u>																																
<u>※ 平13. 10. 1の価額(300円)の80%に相当する金額＝240円</u>																																				
<table><tr><td><u>(原則)</u></td><td><u>(取得価額の合計)</u></td><td><u>(取得株数合計)</u></td><td></td><td><u>(単価)</u></td></tr><tr><td></td><td><u>900, 000</u></td><td><u>÷</u></td><td><u>5, 000</u></td><td><u>=</u></td><td><u>180円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>(単価)</u></td><td></td><td><u>(譲渡株数)</u></td><td></td><td><u>(取得費)</u></td></tr><tr><td></td><td><u>180</u></td><td><u>×</u></td><td><u>5, 000</u></td><td><u>=</u></td><td><u>900, 000円</u></td></tr></table>	<u>(原則)</u>	<u>(取得価額の合計)</u>	<u>(取得株数合計)</u>		<u>(単価)</u>		<u>900, 000</u>	<u>÷</u>	<u>5, 000</u>	<u>=</u>	<u>180円</u>		<u>(単価)</u>		<u>(譲渡株数)</u>		<u>(取得費)</u>		<u>180</u>	<u>×</u>	<u>5, 000</u>	<u>=</u>	<u>900, 000円</u>													
<u>(原則)</u>	<u>(取得価額の合計)</u>	<u>(取得株数合計)</u>		<u>(単価)</u>																																
	<u>900, 000</u>	<u>÷</u>	<u>5, 000</u>	<u>=</u>	<u>180円</u>																															
	<u>(単価)</u>		<u>(譲渡株数)</u>		<u>(取得費)</u>																															
	<u>180</u>	<u>×</u>	<u>5, 000</u>	<u>=</u>	<u>900, 000円</u>																															
<table><tr><td><u>(特例)</u></td><td><u>○ A及びBの取得分⇒ 平13. 10. 1の価額の80%相当額</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>(単価)</u></td><td><u>(譲渡株数)</u></td></tr><tr><td></td><td><u>240</u></td><td><u>×</u></td><td><u>4, 000</u></td><td><u>=</u></td><td><u>960, 000円</u></td></tr></table>	<u>(特例)</u>	<u>○ A及びBの取得分⇒ 平13. 10. 1の価額の80%相当額</u>			<u>(単価)</u>	<u>(譲渡株数)</u>		<u>240</u>	<u>×</u>	<u>4, 000</u>	<u>=</u>	<u>960, 000円</u>																								
<u>(特例)</u>	<u>○ A及びBの取得分⇒ 平13. 10. 1の価額の80%相当額</u>																																			
	<u>(単価)</u>	<u>(譲渡株数)</u>																																		
	<u>240</u>	<u>×</u>	<u>4, 000</u>	<u>=</u>	<u>960, 000円</u>																															

改 正 後	改 正 前
	○ <u>Cの取得分⇒ 総平均法に準ずる方法による計算</u> <u>(取得価額の合計)</u> <u>(取得株数合計)</u> $\frac{900,000}{(単価)} \div \frac{5,000}{(譲渡株数)} = 180円$ $180 \times 1,000 = 180,000円$ ○ <u>取得費</u> $960,000 + 180,000 = 1,140,000円$
(廃 止)	<u>(相続等により取得した上場株式等の所有期間)</u> 37の11の２－４ 措置法第37条の11の２第２項の規定により、相続等により取得した上場株式等は、その取得した者が引き続き所有していたものとみなすこととされているが、同項に掲げる事由により取得した上場株式等を更に同項に掲げる事由により取得した場合においても、その取得した者が引き続き所有していたものとみなすことに留意する。
(廃 止)	<u>(平成13年９月30日以前から引き続き所有していた上場株式等)</u> 37の11の２－５ 措置法令第25条の10第６項に規定する特定譲渡をした上場株式等が当該特定譲渡の時ににおいて平成13年９月30日以前から引き続き所有していた上場株式等に該当するかどうかの判定は、同項の規定により、その者が当該特定譲渡の前に取得をした当該譲渡上場株式等と同一銘柄の株式等のうち先に取得をしたものから順次譲渡をしたものとした場合に当該特定譲渡をしたものとされる当該同一銘柄の上場株式等の取得の日によるのであるが、この場合において、当該特定譲渡の前に次に掲げる事由により取得をした上場株式等がある場合は、当該上場株式等の取得の日は次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める日より判定を行うことに留意する。 (1) <u>措置法第37条の11の２第２項第２号に規定する「株式の分割又は併合」により取得した上場株式等</u> <u>その株式の分割又は併合により取得した上場株式等のその取得の基因となった株式等の取得の日</u>

改	正	後	改	正	前
			(2) <u>措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する「法人の合併」により取得した上場株式等（合併法人の株式又は合併親法人の株式）</u> <u>その法人の合併により取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式のその取得の基因となった上場株式等（被合併法人の株式）の取得の日</u> (3) <u>措置法令第25条の10第4項に規定する「法人の分割」により取得した上場株式等（分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式）</u> <u>その法人の分割により取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のその取得の基因となった上場株式等（分割法人の株式）の取得の日</u> (4) <u>同条第5項第1号に規定する「株式交換」により取得した上場株式等（株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全親法人の親法人（株式交換完全親法人との間に所得税法令第167条の7第1項《株式交換等による取得株式等の取得価額の計算等》に規定する関係がある法人をいう。以下同じ。）の株式）</u> <u>その株式交換により取得した株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全親法人の親法人の株式のその取得の基因となった上場株式等の取得の日</u> (5) <u>措置法令第25条の10第5項第2号から第7号までに規定する「事由」により取得した上場株式等</u> <u>その事由により取得した上場株式等のその取得の基因となった上場株式等の取得の日</u>		
(廃止)			<u>(取引所売買株式等)</u> 37の11の2－6 <u>措置法令第25条の10第2項第1号に規定する「取引所売買株式等」とは、その売買が主として金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この項において同じ。）において行われている株式等をいうが、これに該当するかどうかは、その株式等の売買取引が金融商品取引所において最も活発に行われているかどうかにより判定する。この場合、金融商品取引所において最も活発に行われているかどうか明らかでないものは、原則として、我が国における売買取引の状況により判定するものとするが、その株式等が金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものにおいて実際に取得されたものであるときは、取引所売買株式等に該当するものとして取り扱って差し支えない。</u>		
(廃止)			<u>(最終の気配相場の価格)</u> 37の11の2－7 <u>措置法令第25条の10第2項第1号、第2号及び第3号に規定する「最終の気</u>		

改 正 後	改 正 前
	<u>配相場の価格」は、その日における最終の売り気配と買い気配の仲値とする。ただし、当該売り気配又は買い気配のいずれか一方のみが公表されている場合には、当該公表されている最終の売り気配又は買い気配とする。</u>
(廃 止)	<u>(2以上の市場に価格が存する場合)</u> 37の11の2－8 措置法令第25条の10第2項第1号又は同項第3号における同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、当該各号に規定する価格が2以上の市場に存する場合には、当該価格が最も高い市場の価格をもって、当該各号の金額として差し支えない。
(廃 止)	<u>(価格公表者)</u> 37の11の2－9 措置法令第25条の10第2項第3号に規定する「価格公表者」は、株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続して公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいうこととされている。この場合における「その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合」とは、基本的には、ブローカー（銀行、証券会社等のように、金融資産の売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の受託をする業者又は自己が買手若しくは売手となって店頭で金融資産の売買を成立させる業者をいう。次項において同じ。）の公表する価格又は取引システムその他の市場において成立した価格が公正価格（第三者間で恣意性のない取引を行うと想定した場合の取引価格をいう。次項において同じ。）として一般的に認められている状態にあることをいうのであるから、単に売買実例があることのみでは、当該重要な影響を与えている場合には該当しない。
(廃 止)	<u>(その他価格公表株式等の最終の売買の価格等)</u> 37の11の2－10 措置法令第25条の10第2項第3号に規定する「その他価格公表株式等の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、同号に規定する価格公表者によって公表される次に掲げる価格をいうことに留意する。この場合、当該価格は、通常の方法により入手可能なもので差し支えないものとする。 (1) 公正価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した平成13年10月1日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格 (2) 金融機関又は証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場のように、随

改正後	改正前
(廃止)	<u>時売買又は換金を行うことができる取引システムにおいて成立する平成13年10月1日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格</u> <u>(3) ブローカーによって継続的に提示されている公正価格のうち平成13年10月1日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格(株式以外の有価証券については、当該ブローカーが公正価格として提示する合理的な方法により計算した価格を含む。)</u> <u>(権利落等があった場合の取扱い)</u>
(廃止)	<u>37の11の2-11 「上場株式等の取得費の特例」の適用がある上場株式等について、権利落又は配当落(以下この項において「権利落等」という。)があった場合において、平成13年10月1日が当該権利落等に係る株式の割当て若しくは無償交付又は配当金交付に係る基準日以前であるときであっても、措置法施行令第25条の10第2項の規定による平成13年10月1日における価額の計算上、当該権利落等については考慮しないことに留意する。</u>
(廃止)	<u>(上場株式等の取得費の特例を適用した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算等における取扱い)</u> <u>37の11の2-12 「上場株式等の取得費の特例」を適用することにより生じた譲渡所得の損失の金額は、措置法令第25条の8第1項に規定する計算並びに「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算」及び「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の適用上、控除することができることに留意する。また、同特例を適用した場合においても、所得税法第59条第2項《時価の2分の1未満で譲渡した場合の譲渡損失》及び措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》の規定の適用があることに留意する。</u>
(廃止)	<u>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)</u> <u>37の11の2-13 措置法第37条の11の2第1項の規定の適用に当たっては、37の10-8、37の10-15及び37の10-24から37の10-26の3までの取扱いを準用する。</u>

改 正 後	改 正 前
措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係 (特定口座内保管上場株式等の譲渡による取得費等の額の計算) 37の11の3－1 2回以上にわたって取得した同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得の計算上、必要経費に算入する売上原価の額又は取得費の額（以下<u>37の11の3－12</u>までにおいて「取得費等の額」という。）の計算については・・・・・・。 (1)・・・・・・。 (2)・・・・・・。 (特定口座内保管上場株式等を現渡した場合) 37の11の3－3・・・・・・。 (株式無償割当てにより取得した上場株式等を特定口座に受入れる場合の「取得をした日」) 37の11の3－4 措置法令第25条の10の2第15項第6号に規定する株式無償割当てにより取得した上場株式等を特定口座に受け入れる場合において、当該上場株式等（当該株式無償割当ての基因となった株式等と異なる種類のものを除く。以下この項において同じ。）が次に掲げるものであるときは、<u>37の10－19にかかわらず、当該株式無償割当ての効力を生ずる日をもって当該上場株式等の「取得をした日」としても差し支えない。</u> (1) <u>特定口座内保管上場株式等以外の株式等を基因として割り当てられた上場株式等</u> (2) <u>特定口座内保管上場株式等及び当該特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等以外の株式等の双方に基因して割り当てられた上場株式等</u> (貸付契約に基づいて返還された上場株式等の取得価額等) 37の11の3－5・・・・・・。なお、・・・・・・、特定口座外で当該上場株式等と同一銘柄の上場株式等が譲渡された場合には、<u>同条第26項の規定の適用はなく、当該同一銘柄の上場株式等の取得価額の計算には影響しないことに留意する。</u> (取引所売買株式等) 37の11の3－6 措置法規則第18条の11第19項第1号に規定する「取引所売買株式等」とは、	措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係 (特定口座内保管上場株式等の譲渡による取得費等の額の計算) 37の11の3－1 2回以上にわたって取得した同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得の計算上、必要経費に算入する売上原価の額又は取得費の額（以下<u>37の11の3－4</u>までにおいて「取得費等の額」という。）の計算については、・・・・・・。 (1)・・・・・・。 (2)・・・・・・。 (特定口座内保管上場株式等を現渡した場合) 37の11の3－2の2・・・・・・。 (新 設) (貸付契約に基づいて返還された上場株式等の取得価額等) 37の11の3－3・・・・・・。なお、・・・・・・、特定口座外で当該上場株式等と同一銘柄の上場株式等が譲渡された場合には、<u>措置法令第25条の10の2第23項の規定の適用はなく、当該同一銘柄の上場株式等の取得価額の計算には影響しないことに留意する。</u> (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>その売買が主として金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この項において同じ。）において行われている株式等をいうが、これに該当するかどうかは、その株式等の売買取引が金融商品取引所において最も活発に行われているかどうかにより判定する。この場合、金融商品取引所において最も活発に行われているかどうか明らかでないものは、原則として、我が国における売買取引の状況により判定するものとするが、その株式等が金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものにおいて実際に取得されたものであるときは、取引所売買株式等に該当するものとして取り扱って差し支えない。</u>	
<u>（最終の気配相場の価格）</u> 37の11の３－７ 措置法規則第18条の11第19項第１号から第３号までに規定する「最終の気配相場の価格」は、その日における最終の売り気配と買い気配の仲値とする。ただし、当該売り気配又は買い気配のいずれか一方のみが公表されている場合には、当該公表されている最終の売り気配又は買い気配とする。	(新 設)
<u>（２以上の市場に価格が存する場合）</u> 37の11の３－８ 措置法規則第18条の11第19項第１号又は第３号の同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、同項第１号又は第３号に規定する価格が２以上の市場に存する場合には、当該価格が最も高い市場の価格をもって、同項第１号又は第３号の金額として差し支えない。	(新 設)
<u>（価格公表者）</u> 37の11の３－９ 措置法規則第18条の11第19項第３号に規定する「価格公表者」は、株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続して公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいうこととされている。この場合における「その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合」とは、基本的には、ブローカー（銀行、証券会社等のように、金融資産の売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の受託をする業者又は自己が買手若しくは売手となって店頭で金融資産の売買を成立させる業者をいう。次項において同じ。）の公表する価格又は取引システムその他の市場において成立した価格が公正価格（第三者間で恣意性のない取引を行うと想定した場合の取引価格をいう。次項において同じ。）として一般的に認め	(新 設)

改 正 後	改 正 前
部又は一部の払出し」とは、・・・・。 (1) ・・・・。 (注) ・・・・。 (2) ・・・・。 (特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計) 37の11の3-13 ・・・・。 (1) ・・・・。 (2) ・・・・。 (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37の11の3-14 ・・・・。 措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得》関係 (適用を受けた場合の効果) 37の11の5-1 ・・・・。 (1) <u>所得税法</u>第2条第1項第30号に規定する「合計所得金額」 (2) <u>所得税法令</u>第11条第2項及び同令第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」 (3) <u>所得税法</u>第120条第1項に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」 (4) <u>所得税法</u>第121条第1項に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」 (5) <u>所得税法</u>第121条第3項に規定する「その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」	部又は一部の払出し」とは、・・・・。 (1) ・・・・。 (注) ・・・・。 (2) ・・・・。 (特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計) 37の11の3-5 ・・・・。 (1) ・・・・。 (2) ・・・・。 (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37の11の3-6 ・・・・。 措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得》関係 (適用を受けた場合の効果) 37の11の5-1 ・・・・。 (1) <u>同法</u>第2条第1項第30号に規定する「合計所得金額」 (2) <u>同令第11条</u>第2項及び同令第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」 (3) <u>同法</u>第120条第1項に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」 (4) <u>同法</u>第121条第1項に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」